

東京都環境科学研究所手数料条例（平成十一年東京都条例第四十三号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>東京都自動車排出ガス試験等手数料条例</p> <p>（通則）</p> <p>第一条 自動車の排出ガス等に関する試験に係る手数料を、この条例の定めるところにより徴収する。</p> <p>第二条から第六条まで （現行のとおり）</p>	<p>東京都環境科学研究所手数料条例</p> <p>（通則）</p> <p>第一条 東京都環境科学研究所における自動車の排出ガス等に関する試験に係る手数料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第六条まで （略）</p>